### 電気通信紛争処理委員会(第234回)

#### 1 日時

令和5年6月27日 (火) 15時00分から15時45分

## 2 場所

第2特別会議室(総務省8階)及びWeb会議による開催

## 3 出席者(敬称略)

(1)委員

田村 幸一(委員長)、三尾 美枝子(委員長代理)、小川 賀代、小塚 荘一郎、中條 祐介(以上5名)

(2)特別委員

大雄 智、大橋 弘、眞田 幸俊、杉山 悦子、矢入 郁子、葭葉 裕子(以上6名)

(3)事務局

事務局長 高地 圭輔、参事官 片桐 広逸、調査官 大塚 康裕、上席調査専門官 佐藤 英雄

# 4 議題

- (1) 電気通信事業法一部改正等に伴う電気通信紛争処理マニュアルの改定について【公開】
- (2) 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について【公開】

#### 5 審議内容

【田村委員長】 それでは、ただいまから第234回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には御多用中のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は委員5名全員が御出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員の方にも御出席いただいております。

一部の委員・特別委員の方々にはウェブ会議によって御出席いただいております。会議室で御出席の皆様におかれましては、御発言の際に挙手をお願いいたします。ウェブ会議で御出席の皆様は、御発言の際、チャット、あるいは挙手機能、あるいは口頭でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議のみの参加といたしまして、事務局側でカメラもマイクもオフにさせていただいております。御了承ください。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日は議題1、2ともに公開の議事ということになっております。

それでは、早速、議題1でありますが、電気通信事業法一部改正に伴う電気通信紛争処理マニュアル 等の改定についてということでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【佐藤上席調査専門官】 事務局の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料234-1に従いまして、マニュアルの改定について、御説明させていただきます。 まずは、資料の1ページ、1ポツの概要を御覧いただければと思います。

委員会では、紛争解決のための制度の手続として、その解説、あるいは紛争事例等を取りまとめている紛争処理マニュアルを作成しております。このマニュアルにつきましては、委員会が発足当初、平成13年になりますが、第1版を作成して以来、これまで16版、随時改定を重ねてまいりました。

このたび、電気通信事業法の一部を改正する法律が施行されましたので、これに伴いまして、必要な 箇所についてマニュアルを改正するものでございます。

これが1の概要となりますが、この委員会は一体どういうものなのか、そして今般改正された電気通信事業法並びに電波法の改正概要がどのようなものなのかという点をかいつまんで御説明させていただきます。

参考資料を御覧いただければと思います。

まずは、委員会の機能でございます。スライド1ページでございますが、委員会といたしましては、 上に3つの機能が枠書きの中に記載されてございます。1つ目はあっせん・仲裁、2つ目は総務大臣の 諮問に対する審議・答申、3つ目は勧告でございます。

中ほどのフロー図を御覧いただければと思います。最初は、あっせん・仲裁、ともに同じになっておりますが、これにつきましては、電気通信事業法、電波法、放送法にそれぞれ規定されてございまして、あっせんにつきましては、一方の当事者から紛争が生じたときにあっせん申請がなされ、これが受諾されたときにはあっせんに入るという手続でございます。

仲裁につきましては、双方申請となっておりまして、双方が仲裁判断を受託する前提の下、合意の下 で仲裁を進めていくという手続になってございます。

その下、協議命令、裁定とございますが、こちらにつきましては、総務大臣に対しまして、紛争が生じたときに一方当事者の申立てにより総務大臣の裁定を求めるものでございまして、総務大臣が裁定案を作りまして、それを委員会に諮問する。これに対して、委員会において審議をした上で、答申を出し、最終的には総務大臣が、この答申を踏まえて裁定を行うというフローになってございます。

それから最後の勧告でございます。これは、基本的にはそれ単体で出すような例はございませんでして、例えばあっせん・仲裁、あるいは裁定、答申を行うときに、委員会から必要な事項について勧告する権限が与えられております。例えば、今回の裁定に当たって、競争ルールを促進するための改善措置

を求めよといった建議がございましたら、それを総務大臣に対して勧告するといったものでございます。 そのほか、委員会といたしましては、これは事務局になりますが、紛争に至る前の、言わば措置としての機能として、相談に応じているものでございます。

続きまして、2ページを御覧いただければと思います。委員会の紛争処理の状況でございます。これ は円グラフ、帯グラフを見ていただければと思います。

3ページを御覧いただければと思います。こちらは、昨年4月の通常国会におきまして、電波法と電気通信事業法について一部の改正がなされました。具体的に順を追って、簡単に御説明させていただきます。

まずは、1ポツ目の改正電波法の関係でございます。こちらにつきましては、基地局を面的に整備するような大手の携帯3キャリアが、携帯基地局をどんどん打っていく流れの中で、例えば700メガヘルツ帯から900メガヘルツ帯までの、言わばプラチナバンドにつきましては、再割当てをするようなスキームが、これまではございませんでした。今般、楽天さんが参入していますが、例えば楽天さんがプラチナバンドの割当てをしてほしいといったような要望に応えるための一環として、終了促進措置といったスキームが新たに新設されたものでございます。

具体的に申しますと、新たに周波数の割当てを受けた者が、既存免許人、NTTドコモさんですとか、 ソフトバンクさん、KDDIさんが持っている基地局を移行してもらうために、新たな開設者、例えば 楽天さんがその移行費用を負担する。つまり、基地局の立ち退き費用を負担するという手法の下で、順 次で基地局をそれぞれ建てるために立ち退きしてもらい、立ち退きしてもらった後に基地局を打ち、そ してサービスインを徐々にスタートさせていく。最終的には、向かって右端の図にありますように完全 サービスインという形になっております。

従来は、こういうような形は取っておりませんでして、基本形といたしましては、全て更地にした上で、その上で基地局をどんどん建てていくようなスキームになっておりました。

このとき、移行費用につきましては、基本的には携帯事業者間の協議ということになっております。 例えば詳細な移行費用の細目につきましては、この終了移行促進措置については、その中には具体的に 定めはございません。したがいまして、そこで紛争が生じたときには、委員会に対してあっせん、ある いは、仲裁を申請するという流れになっているものでございます。

それから、2つ目の改正電気通信事業法の関係でございます。これは卸事業者に関する規律が規制強化されたものでございまして、現在は、一般的な卸役務につきましては、それぞれに多様な事業者が、それぞれに創意工夫を凝らした新たなサービス提供をするために、例えば、MNOに卸役務の提供を求めるために相対で協議をするような形になっております。これはあくまでも任意で協議をするような形になっております。

したがいまして、卸協議に関するルールがこれまではございませんでした。1つ目のポツに書いてご

ざいますように、指定電気通信設備を有する者、例えば、固定系ですと、NTT東西さんになりますし、移動系ですと大手携帯 3 キャリアプラス  $\alpha$  となりますが、こういった指定電気通信設備、第一種及び第二種指定電気通信設備を持っている者が、一般の事業者に卸役務を提供する際には、規制されている接続料とは違いまして、卸料金が非常に高止まりしているというような状況がございます。これを是正するために、指定電気通信設備による卸役務、これを特定卸役務と言いますが、この特定卸役務に係る規律を強化するということで、この特定卸役務に係る協議の適正化を図るということでございます。 2つの矢印がございますが、1つ目は、正当な理由がない限り特定卸役務を提供する義務、すなわち特定卸役務の提供義務が新設されました。

2つ目に、卸先の事業者の求めに応じまして、卸先の事業者に対しまして情報を提示する義務が新たに新設されました。

具体的に申しますと、特定卸役務の提供義務につきましては、これまでは任意であったものが強制されるということで、事業者から求めがあれば必ず特定卸役務を提供しなければならない。これによって、 卸協議が有効に機能することを期待するものでございます。

次に、情報提示義務でございますが、卸料金につきましても、やはり協議の中で示されるということになっておりましたが、これまでは全体の卸料金を提示するということにとどまっておりまして、その細目、つまり、内訳までは示してきていなかった。そうすると、卸先の事業者といたしましては、この内訳を見ることによって、不必要な料金が入っているのではないか、もっと値下げすることができるのではないかというような、査定をすることができるようになります。これが情報提示義務の眼目になっておりまして、卸料金の予見可能性を高めるという意味で、こういった制度が強化をされたものでございます。

続きまして、2つ目のポツにございますが、諮問事項の追加になります。①番と②番ございますが、それぞれ正当な理由がない限りは、特定卸役務を提供する電気通信事業者、NTT東西さん、大手携帯 3キャリアプラスαとなりますが、これにつきまして、協議に不調があった場合には一方当事者の申立 てにより協議開始命令、あるいは協議再開命令を総務大臣が発する。このときには、協議開始命令、あるいは協議再開命令について委員会に諮問するということになります。

それから2番目につきましても、情報提示をなかなかしてくれない状態が生じた場合には、これに違反するという状況になりますので、一方当事者の申立てにより業務改善命令を発する。この業務改善命令を総務大臣が発するときには、委員会に諮問するという建付けになってございます。

簡単ですが、以上になりまして、再び資料234-1に戻っていただきます。

【片桐参事官】 1点だけ、片桐から補足させていただきます。

今のスライドの3ページ目の改正電波法関係のほうでございますが、これは、1つの例として、今700メガヘルツ帯から900メガヘルツ帯のいわゆるプラチナバンドの話が出ましたが、この制度自

体は、全ての周波数帯において適用されるものでございますので、既存の免許人がいるときに、新しい免許人が周波数帯を使うことが、周波数の有効利用に資すると判断されたときに、その周波数が既存の免許人から新しい免許人に移行するときに、新しい免許人が終了促進措置を活用して費用を負担するという場合、協議が不調のときには、本委員会に対してあっせん・仲裁の申請を可能とするという制度でございます。

以上、補足でございます。

【佐藤上席調査専門官】 では、資料234-1に戻っていただきます。

2ポツのマニュアルの主な改定内容につきまして、御説明させていただきます。

新旧になっておりますが、先ほど申しましたように、3番目、特定卸電気通信役務の提供に関する契約につきまして、これが協議開始命令等の対象になることが追加をされています。

続きまして、2ページ目でございます。やはり、協議開始命令等につきまして、(イ)でございますが、 特定卸電気通信役務の提供に関する契約につきまして、協議の開始又は再開を命ずるときには委員会に 諮問することになってございます。

3ページを御覧いただければと思います。

6番目の電気通信事業者に対する業務改善命令等でございます。

(2)番の委員会に諮問がなされる命令等でございますが、先ほど申し上げましたように、⑧番の特定役務に関する情報提示義務に違反した場合に業務改善命令を総務大臣が発するというときには、委員会に諮問するものでございます。

4ページを御覧いただければと思います。

(2)番のオンラインによる実施要領でございます。これにつきましては、後ほど御説明させていただきますが、デジタル手続法が令和元年に成立、公布施行されまして、それに基づいてあらゆる行政手続が、ICTを使ってやり取りすることができるようになりました。これに伴いまして、当委員会におきましても、あっせん申請、仲裁などの手続、あるいは、会議につきましても、ICTを使って、ウェブ会議などの会議開催手続をすることが可能になったということを、念押し的に説明の中に入れさせていただいたものでございます。具体的には申請書類を電子ファイルとして添付の上、電子メールにより行うことができるというものでございます。

第2節の仲裁につきましても同様のことが言えまして、やはり、仲裁申請を行うときには電子メール により行うことができるということでございます。

最後、5ページを御覧いただければと思います。(3)番と(4)番をまとめて御説明させていただきます。

(3)番につきましては、昨年、あっせん事例が3件ございました。あっせん事例の事例集成がございますが平成13年から今日に至るまで、どのようなあっせん、あるいは紛争処理を委員会において処

理してきたという概略を示したものでございまして、これに昨年のあっせん事例3件を新たに追加した ものでございます。

それから(4)番は、その他の関係資料の現行化でございます。先ほど参考資料のスライド2ページ 目にございましたように、あっせんの統計データ等を現行化したものでございます。

最後、4の今後のスケジュールでございます。委員会事務局から委員・特別委員の先生方に対しまして、恐縮ではございますが、現在の御所属、あるいは役職名等に誤りがないかどうかを御確認いただいた上で、総務省のホームページに掲載するとともに、今お手元にございますように、製本版を改めてお配りさせていただく次第でございます。

説明は以上でございます。

【田村委員長】 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員・特別委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。ウェブで参加の方はチャット、あるいは挙手機能、あるいは発言でも結構です、何か御質問あったら、お願いいたします。

よろしいですか。それでは、特に御質問がないようでございますので、この説明につきましては質疑 を終えたいと思います。

先ほど事務局から今後のスケジュールについてのお話がありましたが、委員の皆様におかれましては、 後日、事務局からメールで再度、マニュアルの内容について確認がございますので、よろしくお願いい たします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題 2、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正についてということでございます。引き続き事務局から説明をお願いいたします。

【佐藤上席調査専門官】 それでは、お手元の資料234-2に沿いまして、御説明をさせていただきます。

これにつきましては、まずは2ページを御覧いただければと思います。目次でございますが、全体の構成といたしまして、後ほど御説明いたしますが、まず、内容といたしましては、目的、それから重要なのはⅡ番とⅢ番でございまして、電子メールによる実施要領、あっせん・仲裁等における申請、これらは電子メールで行うことができると、先ほどマニュアルの中で御説明させていただきましたが、その具体的な詳細手続を示したものでございます。

それから、3番目のウェブ会議による実施要領についても同様でございまして、手続の細目についての解説をこの中に記載しているものでございます。

このうち、改定になりますのは、2番目の電子メールによる実施要領でございます。

そこで、3ページを御覧いただければと思います。

まずは目的でございますが、復習を兼ねて御説明いたしますと、この委員会におきましては、先ほど申しましたようにデジタル手続法が令和元年に施行されまして、それに伴いまして、あらゆる行政手続をデジタル化しようという流れの中で、委員会においても、昨年3月に委員会決定をいただきましたが、その細目について、言わば実施要領を定めたものでございます。

その対象手続といたしましては、2となりますが、電子メールによる実施対象、それからウェブ会議 による実施対象となるものは、別記に示すとおりとするとなってございます。

3の実施要領の位置付けでございます。(1)番、デジタル手続法上の位置付けといたしましては、冒頭申し上げたとおりでございます。それから(2)番のデジタル手続規程上の位置付けでございますが、これも先ほど申し上げましたように、デジタル手続法が施行されまして、令和4年3月22日委員会決定第1号におきまして、いわゆるデジタル手続規程が決定されまして、現在リリースされているものでございます。

今般は、最初の資料234-1で御説明いたしました、電波法並びに電気通信事業法の一部改正がございました。この一部改正に伴いまして、必要な条ずれ、あるいは項ずれ、それから、中身に立ち入るものではございませんが、具体的な必要な条項をこの中に織り込んだものでございます。

具体的には、5ページ以下を御覧いただければと思います。

2ポツ目、先ほど目次で御説明させていただきましたが、電子メールによる実施要領の改定でございます。

具体的な改定点を申しますと、まずは9ページを御覧いただければと思います。2のあっせん・仲裁の申請先でございます。申請先につきましては、見消しになってございますが、電波法第27条の38、35から38ということで、枝番が改正されました。具体的には、先ほどの終了促進措置の新設に伴いまして、枝番がずれたものでございます。

飛びまして、恐縮ではございますが、14ページを御覧いただければと思います。先ほど、実施要領において、別記に記載するところによると御説明をさしあげました。このうち、目次の1、2、4、6の、それぞれの規定手続、あるいは規程につきまして、改定するものでございます。

15ページを御覧いただければと思います。これは電気通信事業法の規定に基づく手続の改定でございます。

まずは、一番下、第百五十七条の二でございますが、第三号事業者とございますが、この第三号事業者につきましては、定義づけ条項ずれがございまして、このような記載ぶりになっております。ただ、 従前とは基本的に変わらない概念になっております。

第三号事業者とは、SNSや検索サービスを提供している事業者、あるいはオンラインストレージといったようなサービス、オンラインショッピングといったようなサービス、各種情報提供のオンライン提供事業者、いわゆるプラットフォーム事業者でございます。こういったプラットフォーム事業者が提

供する小規模なサービスが第三号事業者となってございます。コンテンツ事業者とあるいは電気通信事業者との間で紛争が生じたときにはあっせん等ができる形になっております。

なお、第三号事業者につきましては、基本的には、電気通信事業法の届出、登録の対象外となっておりますが、紛争につきましては、委員会に対してあっせん等ができるということになってございます。 あっせん等の申請がありましたら、委員会において処理をするということになってございます。

続きまして、19ページを御覧いただければと思います。

2ポツ目、電波法の規定に基づく手続でございまして、赤書きで書いてございますが、終了促進措置におきまして、事業者間協議が不調に終わったときには、委員会に対してあっせん申請をすることができるという形になっております。

その下、あっせんの条ずれが生じてございます。

20ページを御覧いただければと思います。20ページにおきましても、やはり先ほど申しましたように、終了促進措置の新設に伴いまして条ずれ、項ずれが生じているものでございます。

24ページを御覧いただければと思います。24ページにつきましても、やはり、条ずれでございます。

続く25ページにつきましても、やはり条ずれでございます。

そして最後でございますが、31ページ、これもやはり電波法の終了促進措置に伴う条ずれでございます。

非常に雑駁な説明になりますが、今回の改定は条ずれ、項ずれを反映させていただくという趣旨で、 オンライン実施要領を改定するものでございます。

説明は以上でございます。

【田村委員長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、委員・特別委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。 三尾委員、どうぞ。

【三尾委員長代理】 三尾でございます。先ほど御説明を受けました改正電波法の関係という、パワーポイントの資料で、電波法ではあっせんとか仲裁の申請を可能とするという記載があるのですが、仲裁につきましては、どこの部分で申請がなされているのかと思いまして、確認をしたいと思いましたのですが。先ほど19ページで御説明があった追加のところは、あっせんを申請することができるとあるのですが、同じように、仲裁もできるという文言が入ったのでしょうか。

【田村委員長】 事務局いかがでしょうか。

【佐藤上席調査専門官】 ありがとうございます。御質問にお答えいたします。

今般は、あっせんを申請することができると書いてございますが、これ以外に、実は別項で、電波法におきましては、仲裁が規定されております。具体的には、実施要領案の20ページを御覧いただけれ

ばと思います。

ここに、項ずれになってございますが、協議が調わないときは、双方は、委員会に対して、仲裁を申請することができると書いてございますので、こちらで読むということになってございます。

以上でございます。

【三尾委員長代理】 ありがとうございました。承知しました。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。御質問、あるいは意見でも結構です、何かございませんで しょうか。

それでは、特に御質問、御意見ございませんようですので、委員会手続のオンラインによる実施要領につきましては、事務局から説明のあったとおり、改正するということにしたいと思いますが、それで御異議ございませんでしょうか。

【片桐参事官】 委員長、1点だけ申し上げます。

例えば、今御説明させていただいた資料234-2ですが、9ページなどを御覧いただければと思うのですが、申請先の課室名等が書いてございます。これは組織機構の改正などがございました場合には、ファクトベースの修正があり得るという留保をつけさせていただきたいと思いますが、お諮りさせていただいてもよろしいでしょうか。

【田村委員長】 今事務局から話があった点ですが、ある意味、当然というか形式的かと思いますので、今の点も含めて、もし何か御意見ございましたらお願いいたします。

小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 小塚です。今の御提案は、今後、実質的な改正が行われるまでの間にわたって、形式的な改正を包括的に授権するということですか。

【片桐参事官】 できればそのようにさせていただきたいと思います。もちろん正式に申し上げますと、例えば本日委員会決定をいただきますと、その後の修正というのはなかなか、もう一度お諮りすることになるのですが、組織・機構の転移がいつあるかというのも、我々見えないところもございまして、一方で業務の参考にする場合には、実態に即したファクトに準じて、マニュアルに沿った手続を行っていく必要がございますので、もちろん、その際には、委員・特別委員の皆様にはお知らせを事前にさせていただきますが、そういうことでお願いさせていただくという趣旨でございます。

【小塚委員】 分かりました。委員会としてそういう決定をすれば、権限を与えたということだと思いますので、問題はないと考えました。ありがとうございます。

【片桐参事官】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。

委員会を開くまでもなく、その点は修正させてほしいと、それが利用者の便宜でもあると、そういう

御趣旨と理解いたしましたが、それでよろしいでしょうか。

【片桐参事官】 そちらで結構でございます。ありがとうございます。

【田村委員長】 ただいまの点も含めて、ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、委員会手続のオンラインによる実施要領につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりに改正することにいたしたいと思いますが、特に御異議はございませんでしょうか。

ウェブ会議で御参加の方いかがでしょうか。何か御異議がありましたら、チャットなどでお知らせ願います。

(「異議なし」の声あり)

【田村委員長】 特にないようでございますので、ただいまのように決定することとしたいと思います。

本日の議題は以上でございます。委員・特別委員の皆様から何かございますでしょうか。 事務局から何かございますか。

【片桐参事官】 事務局、片桐でございます。

本日はお忙しい中にもかかわらず御出席くださいまして、誠にありがとうございます。

1点だけ御報告をさせていただきたいのですが、過日6月1日、「電波の日」及び「情報通信月間」が ございましたが、こちらで電波利用または情報通信の発展に貢献した個人及び団体、デジタルコンテン ツの今後の創作活動が期待される方に対して表彰が行われております。

当委員会ですが、御退任された荒川前委員長代理が、多岐にわたる紛争事案等の解決を通じて、情報通信の健全な発達に多大な貢献をされたという御功績によりまして、「情報通信月間総務大臣表彰」を受けられたところでございます。また、大橋特別委員でございますが、こちらも電気通信市場検証会議における長年にわたる座長としての功績などによりまして、「情報通信月間推進協議会会長表彰」を受けられてございます。なお、表彰式典には中條委員に御参加いただきまして、御一緒にお祝いをいただきました。

御報告は以上でございます。ありがとうございます。

次回の委員会でございますが、7月25日火曜日、15時から開催を予定しております。これは確認させていただきたいのですが、以前、御日程を確保させていただいておりました7月10日の月曜日につきましては、委員会を開催しない予定でございますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。なお、開催内容につきましては、また別途、御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了とさせていただきます。ありが とうございました。